

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度

平成 24 年度

条 例 名		神奈川県公益認定等審議会条例	
条 例 番 号	平成19年神奈川県条例第37号	法 規 集	第1編第9章第2節
所 管 課	総務局情報統計部文書課		
条 例 の 概 要	神奈川県公益認定等審議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めている。		
検討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	神奈川県公益認定等審議会は「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づいて設置されており、その組織や運営等については各都道府県の条例によることとされている。したがって、本条例は現在も必要なものである。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	神奈川県公益認定等審議会の権限に属する事項は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」で定められており、またその組織及び運営に必要な事項は、政令の基準に従って各都道府県の条例で定めることとなっている。現行の条例は法令で求められている要件を満たす内容であり、有効に機能している。	実施実績 平成19年10月31日の第1回以来、平成24年11月までに53回実施
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	条例には部会や専門委員の定めを置き、必要に応じて柔軟な審査体制を取れるようになっている。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	会議は原則公開とし、「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」の考え方方に合致している。非公開とする場合は、公開することで審議の公正や円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合等に限定し、そのつど、審議会で決定している。 また、7名の委員中、女性委員が3名であり、「審議会等の委員への男女共同参画推進要綱」の目標(35%以上)を満たしている。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」及び同法施行令に基づく合議制の機関として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
見直し結果	その他		
	理 由	特 記 事 項	
次回見直し予定	改正・廃止の必要はない。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
	改正・廃止を検討する。		
平成 29 年度		見直し規定の有無	有 無